

教 職 課 程 科 目 履 修 案 内 （ 教 科 ： 工 業 ）

1. 教育職員免許状の取得

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の規定により、本学において教育職員免許状取得の所要資格を得られる者の要件は次のとおりである。

一．学士の学位を得ること。

二．本学において教育職員免許状取得に関する所定の授業科目の単位を修得すること。

2. 免許状の種類等及び免許状取得に必要な単位

(1) 免許状の種類・教科

高等学校教諭一種免許状・工業

(2) 免許状取得に必要な単位

免許状取得に必要な単位数及び科目

教科及び教科の指導法に関する 科目・単位	教育の基礎的理解に関する 科目等・単位	文部科学省令に定める 科目・単位
○工業の関係科目 34単位以上 〔 専門基礎科目及び専門科目 〕 〔 地球環境と技術（教養科目） 〕 ※「一般工学概論」または「地球環境 と技術」を必ず履修しなければならない。	教職論 2単位 教育原理 2単位 教育心理学 2単位 特別支援教育論 1単位 教育法規・政策論 2単位 教育課程論 2単位 総合的な学習の 時間指導法 1単位 特別活動論 1単位 教育工学・方法論 (情報通信技術の活用を含む) 2単位 生徒・進路指導論 2単位 教育相談の基礎 2単位 教育実習（高） 3単位 教職実践演習（中・高） 2単位	日本国憲法 ○憲法と現代 2単位 体育 ○体育Ⅰ 1単位 △体育Ⅱ 1単位 △トータルヘルスマネジメントとスポーツ 2単位 外国語コミュニケーション ○総合英語Ⅰ 1単位 ○総合英語Ⅱ 1単位 ※英語33Sは不可 数理、データ活用及び人工知能に関 する科目または情報機器の操作 〔 数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 〕 △数理・データサイエ ンス・人工知能への誘い 2単位 △データサイエンスA 2単位 △データサイエンスB 2単位 △データサイエンスC 2単位 △データサイエンスD 2単位 △データサイエンスEⅠ 1単位 △データサイエンスEⅡ 1単位 〔 情報機器の操作 〕 △情報検索論 2単位 △基礎情報処理演習 2単位 △情報処理概論 2単位 △情報システム概論 2単位 ※「数理、データ活用及び人工 知能に関する科目」または「情 報機器の操作」のいずれかの科 目で2単位を修得すること。
○職業指導論 2単位 工業科教育法Ⅰ 2単位 工業科教育法Ⅱ 2単位 ※下記の科目は教員職員免許状 取得のための「教科及び教科 の指導法に関する科目」に 含まれない。 記 物理実験及び演習Ⅰ、Ⅱ 化学実験及び演習Ⅰ、Ⅱ 数学ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB 数学演習Ⅰ、Ⅱ 物理学Ⅰ、Ⅱ、化学Ⅰ、Ⅱ 生物学Ⅰ、Ⅱ 生物実験及び演習 機械の数学・力学Ⅰ 機械の数学・力学Ⅱ 機械の数学・力学演習 基礎電磁気学 電気法規及び電気施設管理 データベースと応用システム 社会基盤と情報技術 The State of World Environments 課題研究 単位互換による修得科目 技術革新フロンティアコース科目 アドバンストコース科目 情報・経営システム工学分野及び 物質生物工学分野の専門基礎科目 及び専門科目		
36～60単位	0～24単位	各欄から各2単位 計8単位
合 計	60単位	

注：1. ○は免許状取得における必修科目

2. △は免許状取得における選択必修科目

3. 履修上の注意

- (1) 免許状を取得するためには、上記の「教科及び教科の指導法に関する科目」36単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」24単位及び「文部科学省令に定める科目」8単位を修得しなければならない。

なお、「文部科学省令に定める科目」は「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目または情報機器の操作」の4科目が指定されており、各2単位を修得しなければならないが、それらに充当する科目として、本学では上記の諸科目が開講されている。

- (2) 高等専門学校において、「憲法」や「法学」等の単位をすでに修得している場合であっても、本学における「日本国憲法」の単位を修得しなければならない。
- (3) 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目または情報機器の操作」は、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」のいずれかの科目で2単位を修得しなければならない。両方を併せて2単位の修得とすることはできない。
- (4) 高等専門学校からの第3学年編入学生においては、「教科及び教科の指導法に関する科目」に充当する10単位、及び「体育Ⅰ」に充当する1単位は、すでに修得したものと見なされる。「体育」の残り1単位分については、「体育Ⅱ」（1単位）か「トータルヘルスマネジメントとスポーツ」（2単位）のどちらかの科目を修得しなければならない。
- (5) 第1学年入学者についても「体育Ⅰ」の他に「体育Ⅱ」（1単位）か「トータルヘルスマネジメントとスポーツ」（2単位）のどちらかを修得しなければならない。
- (6) 免許状（工業）の取得を希望する学生は、必修科目（一般的包括的内容を含む科目）として、第1学年・第2学年専門基礎科目の「一般工学概論」（2単位）または、第3学年・第4学年教養科目の「地球環境と技術」（2単位）を修得しなければならない。
- (7) 教育の基礎的理解に関する科目等・単位は、教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号の規定により、当分の間、その全部若しくは一部の数の単位を教科及び教科の指導法に関する科目（工業科教育法Ⅰ、Ⅱを除く）の単位で振り替えることができる。

例えば、第3学年入学者が教育の基礎的理解に関する科目等24単位全部を教科及び教科の指導法に関する科目で振り替える場合、第3・第4学年で修得の必要な各課程の専門科目の単位数は、工業の関係科目34単位と教育の基礎的理解に関する科目等の振り替え分24単位を合わせた58単位となる。（職業指導論2単位は振り替えることができず必修である。）

ただし、教育職員を志望する者は、教育の基礎的理解に関する科目等を可能な限り多く修得することが望ましい。

- (8) 「教育実習（高）」は、受講資格として以下に挙げる科目を前年度学年末までに履修済であること。

「職業指導論」（2単位）、「教育課程論」（2単位）、「工業科教育法Ⅰ」（2単位）、「工業科教育法Ⅱ」（2単位）、「特別活動論」（1単位）、「教育工学・方法論（情報通信技術の活用を含む）」（2単位）、「生徒・進路指導論」（2単位）、「教育相談の基礎」（2単位）の全てを修得していなければならない。

また、その他の教育の基礎的理解に関する科目等についても可能な限り修得していること。

なお、年度始めに別途詳細なガイダンスを行うので受講希望者は必ずガイダンスに出席すること。

- (9) 上記の教職課程科目は第1・第2学年次においても、あらかじめ担当教員の許可を得た場合に限り、第3・4学年次を対象に開講されている科目を履修することができる。

ただし、教育実習（高）及び教職実践演習（中・高）は第4学年次に限り履修できるものとする。

4. 免許状の申請

免許状は、原則として本学を經由して新潟県教育委員会に申請して授与される。

- (1) 在学中に教育職員免許状取得に必要な単位を修得した学生は、次の方法により免許状を申請できる。

① 一括事前申請

卒業年次の学生に対して、本学で一括して新潟県教育委員会に申請する。希望者は、第4学年第2学期に学務課が行うガイダンスを受け、所定の申請書類を学務課に提出すること。

② 個人申請

一括事前申請をしなかった学生は、個人申請となるので、卒業後、申請を希望する都道府県の教育委員会に直接問い合わせる申請すること。

(2) 本学大学院に進学する者は、大学院修了資格で免許状を申請すること。

(3) 学部において教育職員免許状取得に関する所定の授業科目の単位を修得し、本学大学院修士課程に進学した者は、所定の科目を修得することにより高等学校教諭専修免許状「工業」を取得することができる。

5. 上記のほか、教育職員免許については、教職関係科目の授業時等の場で必要に応じてガイダンスを行う。

教職課程科目

注：担当教員欄の※は非常勤講師である。

必・選 の 別	授業科目	単 位	1 学年			2 学年			3 学年			4 学年			担当教員	備考
			1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3		
必修	職 業 指 導 論	2							(2 学期)						伊藤 (敦)	
	計	2														
選択	教 職 論	2	2												伊藤 (敦)	
	教 育 原 理	2				2									伊藤 (敦)	
	教 育 心 理 学	2		2											※伏見	
	特別支援教育論	1					1								※長澤	
	教育法規・政策論	2							(1 学期)						※村田	
	教 育 課 程 論	2				2									※池野	
	工業科教育法Ⅰ	2							(1 学期)						※山崎	
	工業科教育法Ⅱ	2							(2 学期)						※山崎	
	総合的な学習の 時間指導法	1				1									伊藤 (敦)	
	特 別 活 動 論	1							(2 学期)						※池野	
	教育工学・方法論 (情報通信技術の 活用を含む)	2							(1 学期)						湯川・※中野	
	生徒・進路指導論	2							(2 学期)						伊藤(敦)・※田村	
	教育相談の基礎	2							(1 学期)						※橋本 (圭)	
	教育実習 (高)	3										(1・2 学期)			伊藤 (敦)	
	教職実践演習 (中・高)	2										(2・3 学期)			伊藤 (敦)	
	計	28														

注) 「教育実習 (高)」履修希望者は、上記 3. の(7)のとおり履修すること。

教 職 課 程 科 目 履 修 案 内 （ 教 科 ： 理 科 ）

1. 教育職員免許状の取得

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の規定により、本学において教育職員免許状取得の所要資格を得られる者の要件は次のとおりである。

一. 学士の学位を得ること。

二. 本学において教育職員免許状取得に関する所定の授業科目の単位を修得すること。

2. 免許状の種類等及び免許状取得に必要な単位

(1) 免許状の種類・教科

中学校教諭一種免許状・理科

高等学校教諭一種免許状・理科

(2) 免許状取得に必要な単位

免許状取得に必要な単位数及び科目（中） 表 1

教科及び教科の指導法に関する科目・単位			教育の基礎的理解に関する 科目等・単位	文部科学省令に定める 科目・単位		
物理学	固体材料物性 1	2 単位	○教職論	2 単位	日本国憲法	
	固体材料物性 2	2 単位	○教育原理	2 単位	○憲法と現代	2 単位
	○熱力学	2 単位	○教育心理学	2 単位	体育	
	○量子力学	2 単位	○特別支援教育論	1 単位	○体育Ⅰ	1 単位
	物理学Ⅰ	2 単位	○教育法規・政策論	2 単位	△体育Ⅱ	1 単位
	物理学Ⅱ	2 単位	○教育課程論	2 単位	△トータルヘルスマネジメントとスポーツ	2 単位
化学	△基礎物理化学 1	2 単位	○道徳指導法	2 単位		
	△化学Ⅰ	2 単位	○総合的な学習の 時間指導法	1 単位	外国語コミュニケーション	
	○固体化学	2 単位	○特別活動論	1 単位	○総合英語Ⅰ	1 単位
	基礎無機化学	2 単位	○教育工学・方法論 (情報通信技術の活用を 含む)	2 単位	○総合英語Ⅱ	1 単位
	基礎物理化学 2	2 単位	○生徒・進路指導論	2 単位	※英語 33S は不可	
	基礎有機化学Ⅰ	2 単位				
	基礎化学工学	2 単位				
	基礎物理化学 3	2 単位	○教育相談の基礎	2 単位	数理、データ活用及び人工知能 に関する科目または情報機器 の操作	
	基礎有機化学 2	2 単位	○教育実習(中)	5 単位		
	有機化学	2 単位	○教職実践演習(中・高)	2 単位	〔数理、データ活用及び 人工知能に関する科目〕	
	高分子材料 1	2 単位			△数理・データサイエン ス・人工知能への誘い	
	高分子材料 2	2 単位			2 単位	
	△固体材料プロセス	2 単位			△データサイエンス A	2 単位
	化学Ⅱ	2 単位			△データサイエンス B	2 単位
基礎機器分析	2 単位			△データサイエンス C	2 単位	
△機器分析	2 単位			△データサイエンス D	2 単位	
生物学	△生命科学基礎	2 単位			△データサイエンス EⅠ	1 単位
	△生命科学Ⅰ	2 単位			△データサイエンス EⅡ	1 単位
	生命科学 2	2 単位			〔情報機器の操作〕	
	生命科学 3	2 単位				
	生命科学 4	2 単位			△情報検索論	2 単位
	○生化学Ⅰ	2 単位			△基礎情報処理演習	2 単位
	生化学 2	2 単位			△情報処理概論	2 単位
	生化学 3	2 単位			△情報システム概論	2 単位
	生化学 4	2 単位				
	生物物理	2 単位				
地学	○地学	2 単位				
物理学 実験、 化学 実験、 生物学 実験、 地学実験	△物理実験及び演習Ⅰ	2 単位				
	△物理実験	1 単位				
	物理実験及び演習Ⅱ	2 単位				
	物質生物工学基礎実験 1	1 単位				
	物質生物工学基礎実験 3	1 単位				
	○物質生物工学実験 1	1 単位				
	○物質生物工学実験 3	1 単位				
	化学実験及び演習Ⅰ	2 単位				
	化学実験及び演習Ⅱ	2 単位				
	物質生物工学基礎実験 2	1 単位				
生物実験及び演習	2 単位					

	物質生物工学基礎実験 4 ○物質生物工学実験 2 ○物質生物工学実験 4 ○地学実験	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位		
各欄から各 1 単位以上修得				
教科の指導法に関する科目 ○理科教育法Ⅰ 2 単位 ○理科教育法Ⅱ 2 単位 ○理科教育法Ⅲ 2 単位 ○理科教育法Ⅳ 2 単位			2 8 単位	各欄から各 2 単位 計 8 単位
3 2 単位				
合 計			6 0 単位	

- 注：1. ○は免許状取得における必修科目
2. △は免許状取得における選択必修科目

免許状取得に必要な単位数及び科目（高） 表 2

教科及び教科の指導法に関する科目・単位			教育の基礎的理解に関する 科目等・単位	文部科学省令に定める 科目・単位	
物理学	固体材料物性 1	2 単位	○教職論 2 単位 ○教育原理 2 単位 ○教育心理学 2 単位 ○特別支援教育論 1 単位 ○教育法規・政策論 2 単位 ○教育課程論 2 単位 ○総合的な学習の時間指導法 1 単位 ○特別活動論 1 単位 ○教育工学・方法論（情報通信技術の活用を含む） 2 単位 ○生徒・進路指導論 2 単位 ○教育相談の基礎 2 単位 ○教育実習（高） 3 単位 ○教職実践演習（中・高） 2 単位	日本国憲法	
	固体材料物性 2	2 単位		○憲法と現代 2 単位	
	○熱力学	2 単位		体育	
	○量子力学	2 単位		○体育Ⅰ 1 単位	
	物理学Ⅰ	2 単位		△体育Ⅱ 1 単位	
	物理学Ⅱ	2 単位		△トータルヘルスマネジメントとスポーツ 2 単位	
化学	△基礎物理化学 1	2 単位	○教育工学・方法論（情報通信技術の活用を含む） 2 単位 ○生徒・進路指導論 2 単位 ○教育相談の基礎 2 単位 ○教育実習（高） 3 単位 ○教職実践演習（中・高） 2 単位	外国語コミュニケーション	
	△化学Ⅰ	2 単位		○総合英語Ⅰ 1 単位	
	○固体化学	2 単位		○総合英語Ⅱ 1 単位	
	基礎無機化学	2 単位		※英語 3 3 S は不可	
	基礎物理化学 2	2 単位		数理、データ活用及び人工知能に関する科目または情報機器の操作	
	基礎有機化学Ⅰ	2 単位			〔数理、データ活用及び人工知能に関する科目〕 △数理・データサイエンス・人工知能への誘い 2 単位 △データサイエンス A 2 単位 △データサイエンス B 2 単位 △データサイエンス C 2 単位 △データサイエンス D 2 単位 △データサイエンス EⅠ 1 単位 △データサイエンス EⅡ 1 単位 〔情報機器の操作〕 △情報検索論 2 単位 △基礎情報処理演習 2 単位 △情報処理概論 2 単位 △情報システム概論 2 単位 ※「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」のいずれかの科目で 2 単位を修得すること。
	基礎化学工学	2 単位			
	基礎物理化学 3	2 単位			
	基礎有機化学 2	2 単位			
	有機化学	2 単位			
	高分子材料 1	2 単位			
	高分子材料 2	2 単位			
	△固体材料プロセス	2 単位			
化学Ⅱ	2 単位				
基礎機器分析	2 単位				
△機器分析	2 単位				
生物学	△生命科学基礎	2 単位	○教育工学・方法論（情報通信技術の活用を含む） 2 単位 ○生徒・進路指導論 2 単位 ○教育相談の基礎 2 単位 ○教育実習（高） 3 単位 ○教職実践演習（中・高） 2 単位	△データサイエンス A 2 単位	
	△生命科学Ⅰ	2 単位		△データサイエンス B 2 単位	
	生命科学Ⅱ	2 単位		△データサイエンス C 2 単位	
	生命科学Ⅲ	2 単位		△データサイエンス D 2 単位	
	生命科学Ⅳ	2 単位		△データサイエンス EⅠ 1 単位	
	○生化学Ⅰ	2 単位		△データサイエンス EⅡ 1 単位	
	生化学Ⅱ	2 単位		〔情報機器の操作〕 △情報検索論 2 単位 △基礎情報処理演習 2 単位 △情報処理概論 2 単位 △情報システム概論 2 単位 ※「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」のいずれかの科目で 2 単位を修得すること。	
	生化学Ⅲ	2 単位			
	生化学Ⅳ	2 単位			
生物物理	2 単位				
地学	○地学	2 単位			
物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験	△物理実験及び演習Ⅰ	2 単位	○教育工学・方法論（情報通信技術の活用を含む） 2 単位 ○生徒・進路指導論 2 単位 ○教育相談の基礎 2 単位 ○教育実習（高） 3 単位 ○教職実践演習（中・高） 2 単位	〔情報機器の操作〕 △情報検索論 2 単位 △基礎情報処理演習 2 単位 △情報処理概論 2 単位 △情報システム概論 2 単位 ※「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」のいずれかの科目で 2 単位を修得すること。	
	△物理実験	1 単位			
	物理実験及び演習Ⅱ	2 単位			
	物質生物工学基礎実験Ⅰ	1 単位			
	物質生物工学基礎実験Ⅲ	1 単位			
	○物質生物工学実験Ⅰ	1 単位			
	○物質生物工学実験Ⅲ	1 単位			
	化学実験及び演習Ⅰ	2 単位			
	化学実験及び演習Ⅱ	2 単位			
	物質生物工学基礎実験Ⅱ	1 単位			
	生物実験及び演習	2 単位			
	物質生物工学基礎実験Ⅳ	1 単位			
	○物質生物工学実験Ⅱ	1 単位			
	○物質生物工学実験Ⅳ	1 単位			
	○地学実験	1 単位			
各欄から各 1 単位以上修得					
教科の指導法に関する科目			2 4 単位	各欄から各 2 単位 計 8 単位	
△理科教育法Ⅰ 2 単位					
△理科教育法Ⅱ 2 単位					
△理科教育法Ⅲ 2 単位					
△理科教育法Ⅳ 2 単位					
3 6 単位					
合 計			6 0 単位		

注：1. ○は免許状取得における必修科目
2. △は免許状取得における選択必修科目

3. その他

第3学年次に編入学した学生が、中学校教諭一種免許状・理科または高等学校教諭一種免許状・理科を学部第3学年～第4学年の2年間で取得することは極めて困難である。

4. 履修上の注意

- (1) 免許状を取得するためには、中学校教諭一種免許状については、上記表1の「教科及び教科の指導法に関する科目」32単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」28単位及び「文部科学省令に定める科目」8単位、高等学校教諭一種免許状については、上記表2の「教科及び教科の指導法に関する科目」36単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」24単位及び「文部科学省令に定める科目」8単位を修得しなければならない。

なお、「文部科学省令に定める科目」は「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目または情報機器の操作」の4科目が指定されており、各2単位を修得しなければならないが、それらに充当する科目として、本学では上記の諸科目が開講されている。

- (2) 高等専門学校において、「憲法」や「法学」等の単位をすでに修得している場合であっても、本学における「日本国憲法」の単位を修得しなければならない。
- (3) 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目または情報機器の操作」は、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」のいずれかの科目で2単位を修得しなければならない。両方を併せて2単位の修得とすることはできない。
- (4) 高等専門学校からの第3学年編入学者においては、高専で修得した科目を「教科及び教科の指導法に関する科目」として最大10単位まで充当することができる。ただし、高等専門学校で修得した科目が、上記表の「教科及び教科の指導法に関する科目」に充当すると認められた場合に限る。高専で取得したどの科目が充当できるかは、学務課教育交流係の指導を受けること。

また、「体育Ⅰ」に充当する1単位は、すでに修得したものと見なされる。「体育」の残り1単位分については、「体育Ⅱ」（1単位）か「トータルヘルスマネジメントとスポーツ」（2単位）のどちらかの科目を修得しなければならない。

- (5) 第1学年入学者についても「体育Ⅰ」の他に「体育Ⅱ」（1単位）か「トータルヘルスマネジメントとスポーツ」（2単位）のどちらかを修得しなければならない。
- (6) 教科及び教科の指導法に関する科目の「選択必修科目」については、化学、生物学等、項目ごとに必ず1科目修得しなければならない。

また、高等学校教諭一種免許状・理科での教科の指導法に関する科目については、理科教育法Ⅰまたは理科教育法Ⅱから1科目、理科教育法Ⅲまたは理科教育法Ⅳから1科目修得すること。

- (7) 「教育実習（中）」または「教育実習（高）」は、受講資格として以下に挙げる科目を前年度学年末までに履修済であること。

◎ 教育実習（中）受講資格

「教育課程論」（2単位）、「理科教育法Ⅰ～Ⅳ」（8単位）、「特別活動論」（1単位）、「教育学・方法論（情報通信技術の活用を含む）」（2単位）、「生徒・進路指導論」（2単位）、「教育相談の基礎」（2単位）の全てを修得していなければならない。

◎ 教育実習（高）受講資格

「教育課程論」（2単位）、「特別活動論」（1単位）、「教育学・方法論（情報通信技術の活用を含む）」（2単位）、「生徒・進路指導論」（2単位）、「教育相談の基礎」（2単位）の全てを修得し、理科教育法Ⅰまたは理科教育法Ⅱから1科目、理科教育法Ⅲまたは理科教育法Ⅳから1科目修得していなければならない。

また、その他の教育の基礎的理解に関する科目等についても可能な限り修得していること。

なお、年度始めに別途詳細なガイダンスを行うので受講希望者は必ずガイダンスに出席すること。

- (8) 上記の教職課程科目は第1・第2学年次においても、あらかじめ担当教員の許可を得た場合

に限り、第3・4学年次を対象に開講されている科目を履修することができる。

ただし、教育実習及び教職実践演習（中・高）は第4学年次に限り履修できるものとする。

- (9) 中学校教諭一種免許状・理科の取得希望者に義務付けられている介護等体験については、別途ガイダンスを行うので、希望者は必ず出席すること。

5. 免許状の申請

免許状は、原則として本学を経由して新潟県教育委員会に申請して授与される。

- (1) 在学中に教育職員免許状取得に必要な単位を修得した学生は、次の方法により免許状を申請できる。

① 一括事前申請

卒業年次の学生に対して、本学で一括して新潟県教育委員会に申請する。希望者は、第4学年第2学期に学務課が行うガイダンスを受け、所定の申請書類を学務課に提出すること。

② 個人申請

一括事前申請をしなかった学生は、個人申請となるので、卒業後、申請を希望する都道府県の教育委員会に直接問い合わせる申請すること。

- (2) 本学大学院に進学する者は、大学院修了資格で免許状を申請すること。

6. 上記のほか、教育職員免許については、教職関係科目の授業時等の場で必要に応じてガイダンスを行う。

教職課程科目

注：担当教員欄の※は非常勤講師である。

必・選 の別	授業科目	単位	1 学年			2 学年			3 学年			4 学年			担当教員	備考
			1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3		
必修	教 職 論	2	2												伊藤（敦）	
	教 育 原 理	2				2									伊藤（敦）	
	教 育 心 理 学	2		2											※伏見	
	特 別 支 援 教 育 論	1				1									※長澤	
	教育法規・政策論	2							(1 学期)						※村田	
	教 育 課 程 論	2				2									※池野	
	総合的な学習の 時間指導法	1				1									伊藤（敦）	
	道 徳 指 導 法	2							2						※中野	中免のみ
	理 科 教 育 法 I	2				2									山口（勇）	(高) 選択 必修
	理 科 教 育 法 II	2					2								山口（勇）	(高) 選択 必修
	理 科 教 育 法 III	2							2						山口（勇）	(高) 選択 必修
	理 科 教 育 法 IV	2							2						山口（勇）	(高) 選択 必修
	特 別 活 動 論	1							(2 学期)						※池野	
	教育工学・方法論 (情報通信技術の 活用を含む)	2							(1 学期)						湯川・※中野	
	生徒・進路指導論	2							(2 学期)						伊藤(敦)・※田村	
	教育相談の基礎	2							(1 学期)						※橋本（主）	
	教育実習（中）	5										(1・2 学期)			伊藤（敦）	中免のみ
	教育実習（高）	3										(1・2 学期)			伊藤（敦）	高免のみ
	教職実践演習（中・高）	2										(2・3 学期)			伊藤（敦）	
	計	39														

注) 「教育実習（中）」または「教育実習（高）」の履修希望者は、上記4. の(6)のとおり履修すること。